

平成十八年十月三十一日受領
答弁第一〇八号

内閣衆質一六五第一〇八号

平成十八年十月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九四三年の大東亜宣言に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一九四三年の大東亜宣言に関する第三回質問に対する答弁書

一について

我が国は、中国を国家として承認している。我が国が千九百七十二年の日中国交正常化まで中国を代表する政府として認めていた政府は、千九百十二年から中華民国を正式国名として使用している。

二及び三について

当時の日本国政府は、汪兆銘が国民政府行政院院長に就任していたこと等から、千九百四十年には、同氏が中華民国を代表する立場にあったと認識していた。このような事情もあり、日本国政府が蒋介石が中華民国を代表する立場にあったと認識していた時期を正確にお答えすることは困難である。

四及び五について

お尋ねの「専門家等」とは、主として、歴史分野を専門に研究している者を想定しており、その詳細について一概にお答えすることは困難である。